R4.4.1 現在

半田市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症高齢者等個人賠償責任保険とは

認知症状等がみられる方が、日常生活における偶発的な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に、最大３億円を補償する保険に加入する事業です。
ただし、補償は、保険契約に適用される約款、特約条項等で規定される範囲です。

対象となる方

■半田市内に居住し、住民基本台帳に記録されている４０歳以上で次の各号のいずれかに該当する方
(1) 要介護認定を受けており、認知症日常生活自立度がランクⅡａ以上である
(2) 認知症（若年性を含む）の診断を受けている
(3) ６５歳以上で認知症が疑われ行方不明になるおそれがある

※対象者要件に該当しなくなった場合は、すみやかに健康課までご連絡ください。

補償の対象

補償の対象となる事例は、以下の場合などです。 ※偶発的な事故に限ります。

◆他人に怪我を負わせてしまった場合

◆他人の財物（お店の商品等）を壊してしまった場合

◆誤って線路に入り、電車等を止めてしまった場合

※病院、施設内での事故は対象とならない場合があります。

☛ 裏面もご覧ください

個人賠償責任保険の流れ

事故発生

利用者又は親族等が保険会社へ連絡

■あいおいニッセイ同和損害保険　あんしんサポートセンター
☎０１２０－９８５－０２４（無料）
＜２４時間・３６５日受付＞

保険会社による調査・審査

【補償の対象】
保険金支払いあり

【補償の対象外】
保険金支払いなし

申請方法

◆自己負担金をお持ちのうえ、申請書を健康課へ提出してください。
（申請書はホームページ又は健康課窓口にあります）

◆自己負担金：年額６００円(申請月により月割)

※保険の加入期間は、申請のあった日から年度末までです。
※翌年度以降も継続する場合は、年度初めに再度申請書の提出が必要です。

自己負担金早見表（※おつりのないようにお願いします。）　（円）

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自己負担金	600	550	500	450	400	350	300	250	200	150	100	50

お問い合わせ

半田市福祉部健康課（半田市役所１階５番窓口）
ＴＥＬ：０５６９－８４－０６６２
ＦＡＸ：０５６９－２５－２０６２
メール：kenkou@city.handa.lg.jp